

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算 5.2億円

## 1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

## 2. 施策の内容

### ＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

### ＜自治体＞

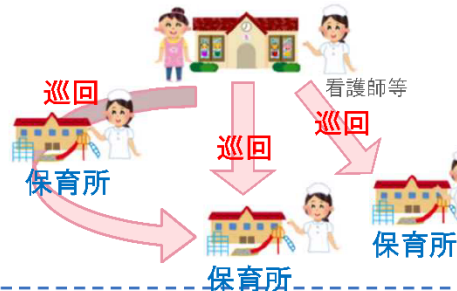
検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】  
自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。**



## 3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

- 基本分単価
    - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円  
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、**さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり5,010千円)【拡充】**)
  - 加算分単価
    - ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円  
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
    - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
    - ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円  
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
    - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
    - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
    - ⑦ **医療的ケア児の備品補助【拡充】 1施設当たり 10万円**  
(医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
    - ⑧ **災害対策備品整備【拡充】 1施設当たり 10万円**  
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)  
※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。
- 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- \* 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を高め  
3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。  
国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3  
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6